

令和6年度メンタルヘルス等改善支援事業業務委託に係る提案公募に関する質問への回答

1 企画提案募集要項 3 事業概要(5)

支払いサイトならびに請求書発行方法・送付方法の指定、請求書到着タイミングの指定等はあるか。

→委託料の支払方法は口座振込になります。

当該年度の業務全体の完了後に実績報告書・派遣実績内訳書等を提出いただき、県における内容確認・検査合格後に請求書をメールもしくは郵送で送付いただきます。

(当該年度の研修実施回数に応じた委託料を翌年度に精算払いにて支払う予定です)

1 企画提案募集要項 6 業務内容等(5)

業務終了後に6会計年度保管する実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)についてはひな形はあるか。

→ひな形等はありません。実績報告書の記載内容(研修実施回数、派遣先、講師等への謝金支払い実績等)が確認できる書類を保管してください。

2 委託契約仕様書 2 業務内容(2)

管理監督者向け研修のうち、社内体制づくりに係る相談は、座談会のような形式である必要があるか、もしくは、研修後の質疑応答でもよいか。

→管理監督者向け研修を実施した後、当日または後日に質疑応答で相談を受ける形式でも構いません。

2 委託契約仕様書 2 業務内容(2)

「管理監督職向け研修」「従業員向け研修」「メンタルヘルス推進部署・担当者向け研修」はそれぞれ同じ研修内容・資料を活用し、対象企業ごとに変更しなくてもよいか。

→研修内容・資料等については、派遣先企業の担当者との協議により決定いただくようにしてください。

2 委託契約仕様書 2 業務内容(2)

フォローアップ事業(研修)について、以前に当事業を活用したチャレンジ企業に対し、前回研修からのメンタルヘルス等の継続課題や取組の改善状況に応じた相談、オーダーメイド型の研修を実施するとあるが、前回研修の内容、課題について事前に健康づくりチャレンジ企業又は令和5年度の受託者から共有はあるか。

→フォローアップ事業を希望する派遣先企業の担当者から前回研修の内容、課題等を聞き取ったうえで、研修内容について協議し、研修を実施してください。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(1)

派遣先企業の産業医との事前相談・連絡の徹底等については、事前相談方法・連絡の指定、

ルール等はあるか。

→特に指定はありません。派遣先企業担当者と協議のうえ、適切な方法で実施してください。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(1)

業務の実施の際に派遣先となる健康づくりチャレンジ企業に所属する産業医あるいは契約する産業医と、事前相談や連絡の徹底等、十分な連携を図るものとするがあるが、研修内容については、受講企業ごとに都度カスタマイズする必要はあるか。

→研修実施にあたっては、派遣先企業の担当者との協議により、内容・講師・資料等を選定し、適宜派遣先企業の実態に即した研修になるように努めてください。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(2)

研修形態について、研修実施企業の要望に応じ、集合研修及びオンライン研修とも可とするがあるが、オンライン研修の回数制限はあるか。またハイブリット形式（集合とオンラインの併用）を希望されるケースはあるか。

→企画提案募集要項3(3)のとおり、研修ごとの上限回数はありませんが、対面またはオンラインの形式による回数制限は設けていませんので、派遣先企業の希望にあわせて実施してください（これまでは、ほとんどが対面での集合研修で実施されています）。

ハイブリット形式での希望状況は把握していません。派遣先企業が希望される場合は対応いただくようお願いします。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(2)

セミナーや相談対応の提供の派遣について、派遣はオンラインでの提供も含まれるか、それとも現地への派遣が必須となるか。

→仕様書3(2)に記載のとおり、研修形態については、研修実施企業の要望に応じ、集合研修又はオンライン研修のどちらでも可としています。（昨年度の実績ではほぼ集合研修で実施しています）

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(3)

研修1回あたりの開催時間、質疑応答時間に指定はあるか。

→研修時間については特に定めていませんが、概ね1回あたり2時間～2時間半程度を想定しています。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(3)

同じ健康づくりチャレンジ企業に対して、同一日に同内容の研修を複数回に分けて実施した場合、どのような場合は複数回として算定され、どのような場合に研修1回として算定されるか。

→詳細は疑義が生じた際に県と受託事業者で協議することとするが、例えば、

- ・オンラインで同一研修を複数企業が同時に受講した場合

- ・ 1時間程度の同一内容の研修を対象者を分けて開催した場合は、研修1回として算定します。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(3)

健康づくりチャレンジ企業からの参加申し込み方法と、その際の県と委託事業者の役割はどのようなになるか。

→県ではホームページ及び健康づくりチャレンジ企業あてメールマガジンにて事業開始のPRを行います。あわせて、受託事業者において、周知啓発物品を作成し、研修会等開催を健康づくりチャレンジ企業および未登録の企業へ働きかけいただき、応募企業からの問い合わせ対応、日程調整などの募集に関する取組を行っていただくことを期待しています。応募企業からの申し込みは、メール・FAX・応募フォーム等で受託事業者が直接対応いただく想定にしています。

2 委託契約仕様書 3 業務実施方法(3)

健康づくりチャレンジ企業からの申し込み受付から実施までの期間にルールはあるか。

→受付から研修実施までの期間については特に定めていませんが、研修実施及び実施後のフォロー（派遣先企業担当者へのアンケート、企業内での相談体制整備に関する助言等）が年度末までに完了できるよう、適切に実施してください。